

妙高市自治基本条例 逐条解说

平成 19 年 4 月 制定
平成 25 年 4 月 改訂
令和 5 年 4 月 改訂
令和 5 年 12 月 改訂

新潟県 妙高市

妙高市自治基本条例について

～ まちづくりは市民が主役!! ～

「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」 自立した市民自治の実現に向けて、市では自治の基本理念や、市民(コミュニティ)、市議会、行政の役割など自治の基本的なルール^①の明確化と、市民及び市が協働する自治の基本的な事項を『妙高市自治基本条例』として定めています。

妙高市の明るい未来に向けて、市民のみなさんや市などが、それぞれの役割と責任のもと、協働心をもってまちづくりを進めましょう。

なお、令和5年12月に、市がコミュニティに対する施策を推進している実情を踏まえ、施策を裏付ける条文が必要であると判断し、条例の一部を改正し、コミュニティ施策を一層推進する市の姿勢を明らかにしました。

【自治の基本理念】

- ◆市民及び市は、秀峰妙高山を地域のシンボルとし、市民の心のよりどころとするとともに、妙高山の恵みを活かした自治を推進するものとする。
- ◆市民及び市は、相互の信頼関係に基づき、市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる自治を推進するものとする。



市民のみなさんは、どのように行動すればいいの？

【市民のみなさんの権利と責務】

- ◆市民のみなさんは、市の政策立案の過程に参加する権利と市政に関する情報を知る権利を有しています。また、市民のみなさんは互いに尊重し、協力して自治を推進するとともに、自らの行動、発言に責任を持ち、協働で自治の推進に努めることが求められています。

【市民のみなさんに求められる行動例】

- ◆地域行事や地域の会議への出席など自治会活動やボランティア活動へ積極的に参加しましょう。
- ◆市役所などが開催する各種講演会やイベントへの参加、市が募集する行政委員への応募等を通じて市政へ参加しましょう。
- ◆高齢者の見守りや屋根雪の除雪、災害時での援助など地域内での支援に向けて、お互いに連携、協力しましょう。



市は、どのような取り組みをするの？

【市の責務】

- ◆市は、市の政策立案等の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努め、市民のみなさんに対し、市政に関する事項を適宜説明するように努めます。また、公平公正を基本として、自治に関する情報の提供及び必要な支援を行い、協働による自治を推進します。

【主な取り組み内容】

- ◆行政懇談会の開催や各種行政委員の公募など市民のみなさんが市政に参加しやすい環境を整備します。
- ◆広報紙やホームページ等により、市民のみなさんと市政情報を共有します。
- ◆市民活動等に対する支援や、イベントの共同開催など市民のみなさんとの協働に努めます。

【市民（コミュニティ）、議会、行政の役割と責務】

- 市民は、自治の主体であり、市の政策立案、実施及び評価の過程に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。（第6条）
- 市民は、各々の人権が尊重され、快適な環境において安心して安全な生活を営む権利を有します。（第6条）
- 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有します。（第7条）
- 市民は、市の政策立案等の過程に参加するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければなりません。（第7条）
- 市民は、自らの活動が自治を育てるということを認識し、互いに認め合いながら協働で自治の推進に努めなければなりません。（第7条）
- 市民は、互いに助け合い自主的、主体的に自ら自治の推進に取り組むことを目的として形成された団体（コミュニティ）が、自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めなければなりません。（第8条）
- 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、コミュニティに関わる施策を推進するものとする。（第8条）

市民（コミュニティ）

まちづくりの
基本理念
生命地域の創造

市議会

- 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される市の意思決定機関として、自治基本条例を遵守し、市民の意思が市政の経営に適切に反映されるよう活動するとともに、市政を調査し、監視する機能を果たします。（第9条）
- 市議会は、原則、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めます。（第9条）
- 市議会は、議案の提出等その権限を行使することにより、自治の発展及び市民の福祉の向上に努めます。（第9条）

市役所

- 市は、市の政策立案等の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めます。（第12条）
- 市は、市民に対し、市政に関する事項を適宜説明するように努めます。（第12条）
- 市は、公平公正を基本として、市民に対し、自治に関する情報の提供及び必要な支援を行い、協働による自治を推進します。（第12条）
- 市は、広く市民参加を求め、市政の柱となる各種の計画策定等を市民と協働で行います。（第13条）
- 市は、公正で透明な市政の経営のため、積極的に情報公開を推進します。（第18条）

妙高市自治基本条例（逐条解説）

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 自治の基本原則

第1節 基本原則（第4条・第5条）

第2節 市民（第6条・第7条）

第3節 コミュニティ（第8条）

第4節 市議会（第9条）

第5節 市長及び市職員（第10条・第11条）

第3章 行政運営の原則

第1節 参画と協働（第12条―第16条）

第2節 情報（第17条―第19条）

第3節 財政（第20条）

第4章 住民投票（第21条・第22条）

第5章 他団体等との連携（第23条・第24条）

第6章 条例の見直し（第25条）

附則

前文（表紙に掲載）

【解説】

先人が幾多の困難を乗り越えながら守り、積み重ね、培ってきた妙高の自然に代表される様々な財産を、次の世代に引き継ぐため、自治の推進に取り組むことは、現在に生きる私たちの責任です。

そのためには、市民が市政に関心を持ち、積極的に自治を推進するとともに、市民と市の双方が知恵を絞り、補い協力していく必要があります。

平成12年4月の地方分権一括法の施行、平成17年4月の市町村合併による妙高市誕生、NPOやボランティアをはじめとする協働の自治の進展などにより、さまざまな制度や自治体の規模、市民意識などが大きく変わってきています。

このような時代背景を受け、妙高市の自治について共有すべき考え方や仕組みを定めた条例が自治基本条例です。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、妙高市の自治の基本理念を明らかにし、市民の権利及び責務並びに市議会、市長等の責務を明確にするとともに、市民及び市が協働する自治の基本的な事項を定めることにより、自立した自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

条例制定の必要性や背景は前文に定めていますが、ここでは「自立した自治の実現」に取り組む条例の目的を定めています。また、目的を達成するために、「市民の権利と責務」、「市議会や市長等の責務」、「自治の基本的事項」を定めることとしています。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 市民 市内に居住する者又は市内で働く者、学ぶ者、活動するもの若しくは事業を営むものをいう。
- 協働 市民及び市がそれぞれの役割及び責務を自覚し、責任を持った自主的な行動に基づいて、相互に補完し協力することをいう。
- 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち、自ら治めることをいう。

【解説】

○「市民」・・・自治に関するさまざまな活動には、市内に住んでいる人に限らず、企業や学校、そこに通勤通学する人たち、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力が不可欠と考え、幅広く市民を定義しています。また、外国籍の市民も含まれます。

○「協働」・・・住みよい地域社会を形成することは市だけではできません。自治の主体は市民との認識のもと、市民との協働は自治を推進する上で不可欠であることを定義しています。また、ここで言う市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1項の3第2項に規定する普通地方公共団体としての妙高市をいいます。

○自治・・・地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」のことを定義しています。

（条例の位置付け）

第3条 この条例は、自治に関する最高規範であり、市民及び市は、最大限これを尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定又は改廃を行う場合には、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

【解説】

自治基本条例は、自主・自立の自治体経営の基本をなす自治体の最高規範の条例であり、自治体の憲法とも呼ばれます。従って、私たちはこの条例を最大限尊重するとともに、他の条例等の制定や改廃はこの条例の趣旨に則ったものでなくてはならないことを定めています。

第2章 自治の基本原則

第1節 基本原則

（自治の基本理念）

第4条 市民及び市は、秀峰妙高山を地域のシンボルとし、市民の心のよりどころとするとともに、妙高山の恵みを活かした自治を推進するものとする。

2 市民及び市は、相互の信頼関係に基づき、市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる自治を推進するものとする。

【解説】

前文及び目的を受けて、自治の基本理念を定めています。条文では、まず「妙高山」を地域のシンボルとし、心のよりどころとすることで、市民の一体感を醸成して行くことを定めています。また、「妙高山の恵みを活かした自治」と「市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる

自治」の2つを基本理念に掲げています。「妙高山の恵みを活かした」とは、地域に在る雪・水・みどり等の多様な資源を最大限に活用した自治、「市民一人ひとりが輝き、住んで良かったと実感できる」とは、この地に暮らす全ての市民が、夢と心を育み、生涯を通じて生き生きと輝き、充実した生活を送ることができる自治の推進をそれぞれ定めており、具体的には、次に掲げるような自治を表しています。

- ・妙高山麓の豊かな自然環境との共生を図り、安全・安心な生活を営める自治
- ・地域資源の活用や生活環境と調和のとれた産業の振興による自治
- ・創造性豊かな文化の振興による自治
- ・市民が共に支え合い、健やかに暮らせる自治
- ・次世代を担うすべての子どもたちが、健やかに成長できる自治

(市民参加の原則)

第5条 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを原則とする。

【解説】

自治の基本原則として「市民参加の保障」を定めています。地方自治の本旨に立つならば、市民の参加を保障し、その意思を市政に反映することは当然のことと言えます。

第2節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、自治の主体であり、市の政策立案、実施及び評価（以下「政策立案等」という。）の過程に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。

2 市民は、各々の人権が尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

【解説】

住民自治を一層推進するために市民の権利を定めています。第1項は市民が市の執行機関（以下「執行機関」という。）の活動に参加できる権利を定めており、情報を知る権利は市民参加の前提になります。第2項は憲法に定める基本的人権の尊重と、第4条第2項の自治の基本理念で定めた「住んで良かったと実感できる自治」のために必要な快適な環境において安全で安心な生活を営むことができるという、市民が基本的に有する権利を定めています。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

2 市民は、市の政策立案等の過程に参加するに当たっては、自らの行動及び発言に責任を持たなければならない。

3 市民は、自らの活動が自治を育てるということを認識し、互いに認め合いながら協働で自治の推進に努めなければならない。

【解説】

第6条と対になる規定です。まず、市民が自治の担い手であることの自覚を持たずして自治の推進はありえないことを基本としています。また、執行機関の活動に市民が参加するに当たっては、自らの行動や発言に責任を持たなければならないことを定めるとともに、執行機関以外の活動についても自治を育てることを認識と、相互の協力が必要であることを定めています。

第3節 コミュニティ

(コミュニティ)

第8条 市民は、互いに助け合い自主的、主体的に自ら自治の推進に取り組むことを目的として形成された団体（以下「コミュニティ」という。）が、自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、コミュニティに関わる施策を推進するものとする。

【解説】

コミュニティは、「自主的、主体的に自ら自治の推進に取り組むことを目的として形成された団体」としています。大字や町内会、地縁団体やこれらの組織が連携して構成する地域づくり活動団体などの地域を基盤に形成されるものと、NPOやボランティア団体などの地域を越え共通の関心や課題から形成されるものの2つの形態を考えています。

人口減少及び少子高齢化の進展、住民同士のつながりの希薄化などにより、コミュニティの弱体化が進み、その状況も地域により多様化する中で、多くの大字や町内会等がその組織を維持・運営することが難しくなりつつあるため、住民間の話し合いによる現状や課題を捉えた活動の見直しが重要度を増しており、さらには、共助活動による暮らし続けられる地域づくりや地域の枠組みを超えた連携などがより求められています。

市は、地域が置かれている多様な状況を踏まえ、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しながら、コミュニティと積極的に関わるため、令和2年度に専門の部署を設置するとともに、地域に寄り添い、コミュニティにおける人材育成や財政面での支援、新たな組織づくりに関する協働など、コミュニティに関わる施策を推進することを定めています。

第4節 市議会

(市議会の責務)

第9条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される市の意思決定機関として、この条例を遵守し、市民の意思が市政の経営に適切に反映されるよう活動するとともに、市政を調査し、監視する機能を果たさなければならない。

2 市議会は、原則、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努めるものとする。

3 市議会は、議案の提出等その権限を行使することにより、自治の発展及び市民の福祉の向上に努めるものとする。

【解説】

市議会は住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、自治体の意思決定機関としてこの条例の考え方を遵守し、市民の意思が適切に反映されるよう活動すること、執行機関を調査、監視、けん制する役割が求められます。また、会議の公開と情報の共有を行うことで、市民に開かれた議会運営に努めることを明らかにするとともに、議案提出等の権限を積極的に行わせることにより、福祉の向上等に努めることも責務として定めています。

第5節 市長及び市職員

(市長の責務)

第10条 市長は、市民の信託に応え、市政の代表者として、この条例を遵守するとともに、誠実かつ公正に市政の経営に努めなければならない。

2 市長は、第4条に規定する自治の基本理念に基づき、市民とともに自主・自立の自治の推進に努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的な事務の執行を行わなければならない。

【解説】

地方公共団体の代表者であり、大きな権限が与えられている市長は、この条例の考え方に則って市民の付託に応え、誠実かつ公正に市政の経営に当たるとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立の自治の推進に努めなければならないことを定めています。また、自治を推進するために、市長の補助機関である市職員の能力向上に努めることを求めています。

(市職員の責務)

- 第11条** 市職員は、市民全体の奉仕者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。
- 2 市職員は、常に職務の遂行に必要な能力向上及び自己啓発に努めるとともに、地域の一員であることを自覚し、市民との協働の原則に基づき、職務を遂行しなければならない。

【解説】

市長の補助機関である市職員は、当然この条例を遵守し市民のために職務を遂行しなければなりません。そして自治を推進するにふさわしい知識や技能の向上に努めるとともに、市民の一員としての立場から、自治活動に積極的に市民と連携協力して取り組むことを定めています。

第3章 行政運営の原則

第1節 参画と協働

(市の責務)

- 第12条** 市は、市の政策立案等の過程において、市民が広く参加できる機会の確保に努めなければならない。
- 2 市は、市民に対し、市政に関する事項を適宜説明するように努めなければならない。
- 3 市は、公平公正を基本として、市民に対し、自治に関する情報の提供及び必要な支援を行い、協働による自治を推進するものとする。

【解説】

第5条の「市民参加の原則」及び第6条の「市民の権利」を受け、市が市政の意思決定の過程に市民が参加できる機会の確保に努め、市民の選択と責任による自治の拡充に努めなければならないことを定めています。また、市政に対する市民理解を得るための説明や市民の知る権利に基づく情報提供、自治に必要な資金及び場所等の支援を推進することを定めています。

(計画策定等における市民参加の原則)

- 第13条** 市は、広く市民参加を求め、市政の柱となる各種の計画策定等を市民と協働で行わなければならない。

【解説】

前条と同様に第5条及び第6条の規定を受け、総合計画等の市政の柱となる計画の策定等は、市民と協働で取り組むことを定めています。

(計画策定等における市民参加の手続)

- 第14条** 市は、前条に規定する計画等を策定しようとするときは、当該計画を公表し市民に意見を求めるものとする。
- 2 市は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

【解説】

市では、平成16年度から市の基本的な計画の策定等に当たっては、パブリック・コメント実施要綱に基づき、広く計画案を公表し、市民に意見を求め、提出された意見については採否の結果及びその理由も公表を行っており、本条例においてもその手続を定めています。

(総合計画)

- 第15条** 市は、総合的かつ計画的な行政運営を行うための基本構想及びその実現のための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、効果的かつ効率的に施策を推進しなければならない。

【解説】

市では、行政経営の基本原則として、総合的かつ計画的な行政運営を行うための「基本構想」とその実現のための「基本計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、その計画に基づいた施策の推進について、本条例に定めています。また、その策定及び変更については、議会の議決すべきものとして別条例で定めており、民意を反映することとしています。

(行政評価)

- 第16条** 市は、能率的かつ効率的な行政経営を進めるため、市民の参加のもと行政評価を行い、その結果を市民に公表するものとする。
- 2 市は、行政評価を実施する施策等については、可能な限り目標の数値化を図り、効果の明確化に努めなければならない。

【解説】

市では、平成15年度から行政評価制度を導入しています。行政評価は内部評価にとどまることなく第三者に評価とその結果を公表していくことで、市政の透明性を図るとともに、目標の数値化を行うことで、達成状況や効果が判断しやすくなることから、本条例においてもその考え方を定めています。

第2節 情報

(情報の共有)

- 第17条** 市民及び市は、第4条に規定する自治の基本理念を実現するために必要な情報を共有するものとする。

【解説】

情報の共有は、自治を進める上での前提条件として非常に大切です。協働による自治を推進するため、市民と市が情報を共有することを定めています。

(情報の提供)

- 第18条** 市は、公正で透明な市政の経営のため、積極的に情報公開を推進するものとする。
- 2 市は、自治に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し保存しなければならない。

【解説】

情報の提供は、第6条に定める市民の政策立案等の過程に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を行使する上での前提条件になるものです。市では、平成11年4月に情報公開条例を定めており、「情報は市民との共有財産である」との基本姿勢に立ち、適正な運用を図ることを定めています。

(個人情報の保護)

- 第19条** 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めるところによる個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求することができる権利の円滑な行使の実現を図ることにより、個人の権利及び利益を保護しなければならない。
- 2 市は、収集した個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるとともに、原則として、利用目的以外に利用し、又は提供してはならない。

【解説】

本条は、前条において情報公開を規定する一方、市が個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について定めています。

個人情報保護制度は、令和3年の個人情報保護法の改正に伴い、法の基準に基づく運用となりますが、引き続き、法の運用を遵守して個人情報を厳密に保護していくことを定めています。

第3節 財政

(健全な財政運営)

- 第20条 市は、総合計画に基づいた中長期的財政計画を定めるとともに、財源を効率的かつ効果的に運用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。
- 2 市は、市民に分りやすい財政に関する資料を作成し、公表しなければならない。

【解説】

計画行政を確実に推し進めるには、中長期にわたる財政計画を策定することが不可欠です。行政を経営するという視点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を上げるように努め、財政運営に対する市民理解を得るための資料の公表について定めています。なお、市では、平成5年12月に財政事情の作成及び公表に関する条例を定め、年2回財政事情を公表しています。

第4章 住民投票

(住民投票)

- 第21条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
- 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない。
- 3 住民投票を実施しようとするときは、その事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めなければならない。

【解説】

市長は、行政に関する特に重要な事項について、住民の意思を直接問う住民投票を実施できることを定めています。地方自治は、あくまで市長、市議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度と位置付けられます。住民投票は法的拘束力を持ちませんが、市長はその結果を尊重するものとしています。

(住民投票の請求・発議)

- 第22条 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。
- 2 市議会議員等は、法令の定めるところにより、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。
- 3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができる。

【解説】

地方自治法（昭和22年法律第67号）で定めている住民による直接請求、議員等の議案提出権及び市長の担任意務による議案提出権という、住民投票の請求や発議権が住民、議員、市長等にあることを定めています。

第5章 他団体等との連携

(他の自治体との連携・協力)

- 第23条 市は、国、県、他の自治体その他の機関との広域的な連携を進め、情報を共有し、相互理解を図ったうえで、効果的に自治を推進するものとする。

【解説】

国全体として人口減少が続く中、自治体の機能と住民サービスを維持していくためには、国及び県との役割分担、近隣自治体との広域的な連携により、効果的に自治を推進していくことを定めています。

(市外の人々との交流)

- 第24条 市民及び市は、市外の人々に妙高市の多様な情報を発信し、又は市外の人々から情報を収集しながら交流を深め、その知恵及び意見を自治に活用するように努めるものとする。

【解説】

情報を発信しながら、旅行者やこの地に縁のあるかたなど、市外のかたと市民とのさまざまな交流を拡大し、地域活動団体が行う活動への参加や市のプロジェクトの体験などを通じ、情報の先にある想いを共有していくことは、今後のまちづくりに重要となります。また、交流を通じて意見を収集することで、受信した市外の人々の知恵や意見を自治に活用するよう努めることを定めています。

第6章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第25条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうかを検討するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例、この条例に基づく制度等を見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する検討又は前項に規定する必要な措置を講じるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

【解説】

本条例は第3条において市の最高規範と位置付けているため、社会情勢に適合しているかどうか、時代に取り残されたものになっていないか、市にふさわしいものであり続けているかどうかを見守る必要があります。5年を超えない期間ごとの検討は、各条項が形骸化し、陳腐化することを防止する意味があります。また、条例の見直しに関する検討や必要な措置を講ずる際には、市民意見を聴取することを定めています。

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
この条例は、平成25年4月1日から施行する。
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年12月19日条例第23号)

【問い合わせ】

妙高市役所 総務課総務法制係
〒944-8686 新潟県妙高市栄町5-1
Tel 0255-74-0001 fax 0255-72-9841
E-mail somu@city.myoko.niigata.jp